

## 吹田市市税審議会 会議録

### 1 開催日時

平成28年(2016年)1月22日(金) 午前10時から正午まで

### 2 開催場所

吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室

### 3 出席者

(委員)・藤田 弘道 委員  
・大川 清見 委員  
・井川 文夫 委員  
・高橋 守 委員

・辻 美枝 委員  
・友田 光子 委員  
・児島 伸幸 委員

(市理事者)・太田 副市長  
・木野内 市民生活部長  
・川下 地域教育部長  
・田中 市民生活部次長  
・中臺 スポーツ推進室長  
・山本 市民生活部総括参事(資産税課長事務取扱)  
・江原 納税課長  
・馬場 市民税課長  
・葉山 税務室参事(資産税課)  
・岡本 税務室参事(市民税課)  
・田毎 資産税課主幹  
・森田 納税課長代理

・池田 副市長  
・中江 まち産業活性部長  
・中野 まち産業活性部次長  
・野口 税務室長  
・上村 税制課長  
・岡松 スポーツ推進室参事  
・當 税務室参事(納税課)  
・田中 市民税課主幹  
・有田 税制課主任

(事務局)・樋上 税制課長代理  
・柳町 税制課主任

・植田 税制課主任

### 4 傍聴者

なし

### 5 配付物

#### (1) 市税審議会資料(事前送付)

(ア) 諮問事項1 国立研究開発法人理化学研究所に対する固定資産税等の減免について  
(1ページ)

(イ) 諮問事項2 指定管理者が管理する公の施設に係る事業所税の減免について  
(2ページ)

- (ウ) 諮問事項 3 平成 27 年度税制改正に伴う、わがまち特例導入について (4 ページ)
- (エ) 報告事項 1 吹田市市税条例の一部改正(案)について (6 ページ)
- (オ) 報告事項 2 平成 28 年度地方税制改正(案)について (9 ページ)
- (カ) 資料 平成 28 年度地方税制改正(案)について (12 ページ)
- (キ) 吹田市市税審議会規則 (17 ページ)
- (3) 吹田市市税審議会 会議次第(事前送付)
- (4) 座席表(事前送付)
- (5) 国立研究開発法人 理化学研究所に対する支援について(机上配布)
- (6) 市立吹田サッカースタジアムにおける事業所税の取扱いについて(机上配布)

## 6 会議内容 (発言要旨)

### (1) 議事 1 諮問事項について

諮問事項 1 国立研究開発法人理化学研究所(以下 理研)に対する固定資産税等の減免について、理事者側から資料説明の後、次の意見、質疑があった。

(委員) 減免割合を 2 分の 1 とする理由は何か。無償譲渡以前の利用形態の時には、税制面での支援はしていたのか。2 分の 1 減免を行うことによってどれくらいの減免額が生じるか。

(理事者) もともと理研からは、特区に入れて、全額免除としてほしいとの申し入れがあった。本市では、企業立地促進条例という条例があるが、その条例では企業誘致を進めるため、固定資産税の 2 分の 1 相当額の奨励金を 5 年間助成する制度となっており、その制度とのバランスを考えての割合となっている。

また、もともと O B I や大阪大学に対する支援に関しては、土地を大阪市が所有していたこともあり、固定資産税がそもそもかかっていたので、支援はしていない。

(理事者) 減免額については、想定している税額は 5 千万円程度なので、その 2 分の 1 となる。ただし、償却資産に関しては、どれほど神戸市からの資産の移動があるか、申告を待ってからでないといけない。

(委員) 奨励金で行う制度と今回のように減免で行う制度の差は何か。奨励金の方は後で交付する形になるのか。

(理事者) 理研が立地する地域は企業立地促進条例の適用区域ではないため、申請に基づく減免で対応することになった。

(理事者) 国際戦略特区の場合は、スピード感をもって申請を受けて全額免除と

していたが、今回も、申請と同時に減免を適用し、スピード感のある支援を行えるように考えている。

(委員) 以前テレビで、吹田にある製薬会社がインフルエンザのワクチンを開発するために誘致を受け補助金を受けていたが、ワクチンを開発できなかったために補助金を全額返済したという報道を聞いたことがあるが、補助金は返済しなければならないが、減免の場合は、返済しなくていいということか。5年間という期間が設けられているが、研究分野によっては成果、結果が出るまである程度の時間を要するものである。期間内に成果が出なかった場合は割合を変えるなどの次の制度も何か考えているのか。

(理事者) ご指摘の報道については、本市ではそのような事実はない。本市ではなく別の団体からの補助金を受けたものではないか。

5年間という期間は、神戸市からの移転により特に初動期に大きな費用が発生することを見込んで、その時期に安定的な運営を支援する目的で減免することを考えている。それ以後の支援については現時点においては考えていない。

(理事者) 固定資産税について、同じ国立研究開発法人である国立循環器病研究センターは用途非課税という取り扱いを行っており、本来の用途の用に供されていれば非課税となる。一方、理研の場合は、固定資産税が課税される法人となっている背景を考慮して、特に初動期における支援のため減免を設けることになった。

(委員) 理研は、5年後も減免の申入れをしてくるのではないか。そういった場合、吹田市内の他の団体に対して、若しくは他市では通常どのような対応をしているのか調べたりしているのか。

(理事者) 理研が施設を置いている市町村での対応について調べたが、本市とは少し背景が異なっている。多くは、理研を核にして産業を発展させるため誘致しており、そのためにもっと長期の優遇措置を行っている市もあるが、本市では、5年後のことについて現時点においては考えていない。

(委員) 神戸市も呼び込んでいるのか。

(理事者) 神戸市も理研を核にして企業を呼び込もうとしている。聞くところによると医工系の企業が300社以上集まっている。

(委員) 2分の1の減免で、5年間が適切なのだろうか。

(理事者) これまでも、企業誘致に取り組んでおり、企業立地促進条例とのバランスを考慮して、このような割合、期間とした次第である。

(委員) 「都市格」という言葉は、都市としての価値が高まることの一般的な意味合いで用いられているのか、それとも公表されている都市ランキングなどに影響することを意味しているのか。

(理事者) 一般的な言葉として用いており、吹田市の魅力が上がるという意味である。一例としては、「住みやすさランキング」では813市町村中で、総合61位というデータがある。研究機関、大学などの集積によって都市としての価値は上がるものとする。

(理事者) 一般的なイメージを表す言葉であり、大学、研究機関に加え、今回の理研によって吹田市の魅力はますます上がると考えられることを示している。

(委員) 理研は、きわめて国家的な機関に近い。研究所の26年3月における資本金のうち95%が政府出資金となっている。また、阪大キャンパス、国立循環器病研究センター、江坂、南吹田に事業所を新設した場合に固定資産税を2分の1とする制度があり、今回はそれに準じた制度と考えられる。また、吹田市への貢献や、国立循環器病研究センターの取り扱いとも比較して適当と考えられる。

ちなみに固定資産税以外の、事業所税、法人市民税の扱いはどうするのか。

(理事者) 法人市民税、事業所税は課税することになる。

質疑応答の後、審議した結果、賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

諮問事項 2 指定管理者が管理する公の施設に係る事業所税の減免について、理事者側から資料説明の後、次の意見、質疑があった。

(委員) 減免する理由として事業所税を課税すると利用料が上がるという理由は適切なのか。そもそも利用料も吹田市に諮ってガンバで決めるものなのではないか。

(理事者) 今回のケースでは、収益に対して課税されるのはやむ得ないと判断し

ているが、事業所税は収益にかかわらず課税されるものであることに配慮して減免の扱いを考えている。

(委員) そうするとほかの事業者も同じことが言えるのでは。今回だけ減免するのは不公平ではないか。

(理事者) 本来指定管理者制度の運営費は、市からの指定管理料があてられるが、今回のケースは、市からの指定管理料は一切出ず、利用料金だけで管理運営をされることになる。利用料金の上限を条例で定めているが、経営が厳しい中で事業所税がかかれば、必然的に利用料金が上がることになる。

このような指定管理の方法は、今回のケースのみなので、他の施設に影響が及ぶことはないと考える。

他市の事例では、利用料金制を採用しつつ、指定管理料をもらっているケースが多い。事業所税を課税される場合は、指定管理料に事業所税相当分を上積みする形となっており、実質的な事業所税の事業者負担は回避されている。

しかし、今回のケースは他市の事例とは異なっており、利用料金だけで運営することになるので、事業者にとって事業所税の負担はかなり厳しいものであるので減免する理由があると考えられる。

(委員) 吹田市内に51ほど指定管理料で運営している施設があると聞いたが、その施設の利用者が払う使用料というのが利用料金ということか。ガンバスタジアムの場合は、入場料というのがここでいう利用料金になるのか。

(理事者) 体育館、勤労者会館などが指定管理者制度を用いているが、使用料というのは簡単に言うと、「部屋を使った使用料金」ということになる。この指定管理者制度の場合、使用料は管理者ではなく、自治体の収入となる。

しかし今回の利用料金制では、入場料ではなく、あくまで部屋（スタジアム）を使った使用料として徴収し、その収入が自治体ではなく指定管理者の収入となる。

(委員) 指定管理者に入る利用料金はあくまでスタジアムの使用者が、支払うものであることは分かったが、スタジアムを訪れる人たちの入場料はどういう扱いになるのか。

(理事者) たとえば、サッカーの試合であれば、ガンバ大阪がスタジアム全体を借りる使用者となり、観戦料込の入場チケットを発行することになる。

(委員) チケット代を決めるのはガンバということか。利用料金に市の承認が

必要だが、チケット代には市の承認がいらないということか。

今回のケースでは、吹田市はどの程度指導できるようになっているのか。

(理事者) 今回、興行するガンバと、施設を管理するガンバと同じ会社であるため複雑だが、管理については吹田市は指導する権限があり、料金の設定も吹田市の承認が必要になる。

(委員) 今回、720万円ほどの事業所税を免除するということだが、そもそも指定管理料を払うとしたら、この規模であればどれくらい管理料を払うものなのか。免除の効果性はいかがか。

(理事者) なかなか全く同じケースはないが、同規模の4万人収容のスタジアムであれば、茨城県の鹿島スタジアムがあり、年間5千万～6千万円の指定管理料を払っていると聞いたことがある。しかしこの額は、他の施設よりかなり抑えた額と考えられる。

(委員) 資産割で720万円というのは、どのような計算か。ガンバが事業する限りずっと係る税金なのか。

(理事者) 事業所税の計算は、事業所税の課税対象となる床面積を算出し、1㎡当たり600円となっている。市立スタジアムの現地調査を行い、課税対象となると判断した面積が約1万2千㎡あり、600円×約1万2千㎡で約720万円と算出した。

ガンバが事業をする限りずっとかかるものである。

(委員) もともとスタジアムは、ガンバが主体として寄付を募って建てたものであり、吹田市も協力する意味で減免することになった。

また、スタジアムは防災や地域交流などの面で市へのプラス要素も大きい。

(委員) 年税額720万円という免除額がそもそも適正なのか。判断の基準が分からない。

(委員) 本来係る事業所税が720万円で、今回はそれを全額免除ということか。また指定管理料制と利用料金制の2パターンのうち、指定管理料制をとれば事業所税を免除しているところ、今回は利用料金制をとるので課税になるが、バランスをとるために、このような事業所税の免除の話が出ているのか。

(理事者) 指定管理料が5割未満であれば、事業所税は課税となっている。

しかし、調査したところ、他市の事例では、事業所税は課税で、かつ利用料金制をとっている施設は存在しており、5割に満たない指定管理料を市から払われ、その中に税負担相当分も含められる形となっている。

100%利用料金制で運営しているのは吹田市の今回のケースが初めて。指定管理料を一切市から出さないケースにおいて他市とのバランスをとるうえで事業所税の免除が必要と考える。

資産割額が、1㎡あたり600円というのは地方税法で定められた税率であり、課税の対象となる面積を資料から試算した結果、約1万2千㎡あり、それを掛けたものが約720万円ということである。

今回、利用料金のみで公の施設を管理してもらうということを考えると、計算結果として出た、約720万円という事業所税額の負担を求めるのはふさわしくないと政策的な判断として考慮した結果である。

(委員) もともと、指定管理料の制度ではかからない税金を、利用料金制では掛けるというのはバランスが悪いということか。

(委員) 他の51施設の取り扱いと差があり過ぎるのではないか。

(理事者) 他の指定管理施設は、市が従来運営していたものを、指定管理料を払って運営していただくものであり、もともと事業所税の対象とはなっていない。今回のケースとは全く違うものである。

質疑応答の後、審議した結果、賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

諮問事項3 わがまち特例の導入について、理事者側から資料説明の後、次の意見、質疑があった。

(委員) これまで、平成23年10月20日以降から平成27年3月末までの間に建築したものが特例の対象となってきたが、本市における特例の適用実績はどれぐらいのものか。

(理事者) 平成24年度分は、適用実績はない。平成25年度分は、2棟に対して、約270万円の減額、平成26年度分は、平成25年度に適用した2棟を含む4棟に対して約500万円の減額、平成27年度は、平成26年度に適用したのと同じ4棟に対して約480万円の減額を適用している。

(委員) 吹田市としては、どれくらいのサービス付き高齢者住宅が必要だと試算しているのか。

(理事者) 今後、どれくらいの棟数が必要かは不透明だが、平成27年中にも新たに1棟、対象となるものが建っており、棟数は不明だが、ますます建っていくものと思われる。

(委員) 4棟の名前を挙げて教えてもらうことはできるのか。

(理事者) 名前までは、調べていないが、住戸数は、それぞれ31住戸、62住戸、47住戸で、その47住戸分には付属建物もあり、あわせて4棟である。

(委員) 住宅の入居率などは把握しているのか。

(理事者) サービス付き高齢者向け賃貸住宅については、都道府県知事が認定しているものなので、住宅の入居率等について詳しく把握していない。

(委員) 最初に減額を適用することが決まったら、その後はあまり関知しないまま進んでいくことになるのでは。

そのような仕方で、果たしてこの特例の減額割合を定めて継続していく、根拠はあるのか。たとえば、入居割合から有効性を判断したりとか必要ではないか。ひとまず続けているという感じが否めないが。

(理事者) 施設の認定は都道府県知事が行っており、減額措置に対する要件として、相談員の設置など一定要件が定められているが、本市でも減額措置を適用する上で、要件を満たしているか確認する必要があると考える。ただし、入居率は要件に含まれていないので、把握はしていない。

(委員) 要件には、どのようなものがあるのか。

(理事者) サービス付き高齢者向け賃貸住宅と認められるに当たり、バリアフリー構造等の住宅に関する基準、安否確認、生活相談等のサービスに関する基準などが高齢者の居住の安定確保に関する法律に定められている。

(委員) サービス付きとは、施設内にサービスがあるのか、それとも近隣の医療機関との連携をすることか。サービスとは、どの程度の健康状態の高齢者が対象なのか。



(理事者) サービス付きとは、その建物そのものにあるサービスのことであり、安否確認、生活相談、食事サービス、家事援助サービスなどを、行うことが認定要件となっている。

(委員) 運営する事業者は、限定されているのか。

(理事者) 高齢者の居住の安定確保に関する法律には、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録について定められおり、それに基づいて都道府県知事が事業者を登録している。

(委員) 建った後も、適切に運営されているか、吹田市では関知していないとしても、大阪府では管理されているのか。

(理事者) 登録した後も、府では高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づいて要件を満たしているか管理している。

(委員) 要件を満たさなくなれば、登録が外されるということもあるということか。そうすると減額を受けられなくなるということか。

(理事者) 都道府県知事が判断し、登録から外れれば、減額の対象から外れることになる。

(委員) 高齢者が増えていく状況からすると、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の数はまだ足りないと思う。吹田市としては、サービス付き高齢者向け賃貸住宅を推進していく政策なのか。

(理事者) 税制面での優遇は、地方税法に定められた国策として行うことになっている。そして2年ごとに見直しされている。

様々な意見がある中で、地方税法の範囲に定められた優遇策は取る必要がある。本市においては、標準である3分の2を超える特例を適用するほどは、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の必要はないと政策的に判断している。

(委員) 採用するとしても、府の基準で認定から外れた時には、特例をきちんと外すなど、厳しい視点もきちんと持って制度を運用してほしい。

(委員) チェック機能はどこが持つのか。建設以後のチェックも含めて。

(理事者) 建設以後も、推測ではあるが、大阪府もしくは市の福祉の部署で運営

状況の監査を行っていると思われる。

(理事者) 市と府のどちらが監査を所管しているかは確認できていないが、もともと、中高層耐火住宅に対する新築軽減を5年間2分の1とするのを、サービス付き高齢者向け賃貸住宅については、3分の2とする制度であり、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づいて認定された事業者が運営する場合に適用するものであり、当然、その事業者が事業を廃止したり、監査で不適切なことが明らかになった場合は、住宅政策室若しくは高齢政策課を通じて、認定事業者から外れた旨通知されるし、建築主にも事業が変わったなら申告する義務があるので、その通知若しくは申告によって、通常の新築軽減の減額の適用に切り替える運用になると思われる。

質疑応答の後、審議した結果、賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

(2) 議事2 報告事項について

報告事項1 「吹田市市税条例の「一部改正の概要」について理事者側から説明があった。

報告事項2 「平成28年度地方税制改正(案)」について理事者側から説明後、次の意見、質疑があった。

(委員) 生命保険料控除等の添付書類の電磁的記録を印刷した書面で、真正性を担保するための措置とは何か。また、申告を偽装したり隠ぺいした場合に係る10%の加算金とは、10%増えるということか。今の加算金の割合もわからない。

(理事者) 真正性とは、現在の制度では、生命保険料等の控除を受けるときには、生命保険会社等が発行した証明書を添付していただいているが、例えば、現在では交通機関利用の証明など電磁的な記録も手続きに利用できるようになってきていることから、きちんとした形で印刷されており確かなものとして真正性を認められるものなら控除の資料として認めていこうとするものです。

(理事者) 加算金については、現状では不申告加算金として15%かかっており、加重措置によって25%になる。また、重加算金という制度は40%となっており、加重措置によって50%となる。

(委員) 法人市民税が下がり地方法人税が上がるという改正によって、偏在是

正され、裕福な市から貧しい市に分配されるというのは、吹田市の税収としては痛手なのではないか。どれぐらい影響があるのか。

(理事者) 法人税も下がるので、法人税をもとに計算している法人市民税も下がることになる。平成 29 年度で、約 4 億円、平成 30 年度で、約 7.8 億円、平成 31 年度で 3 千万円、合計約 1.2 億円の減収を見込んでいる。

(理事者) 改正の根底にあるのは消費税増税であり、地方消費税は増えると見込まれ、都市部に税収が偏在することになることを是正することにあると思われる。

今回の改正により、市の税収は大きく減るが、その分地方消費税交付金が交付されることにより市全体としての収入は一定確保されるものと思われる。